

### ご存知ですか？ 国民年金保険料免除制度



経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合の免除制度があります。

**申請期間**：【免除・納付猶予】毎年7月～翌年6月、【学生納付特例】毎年4月～翌年3月 **対象**：国民年金保険料の免除・猶予を希望する方 **申込**：年金事務所または田原市役所保険年金課、支所窓口

※申請書の受付日から2年1ヵ月前までさかのぼって申請できます。

▼保険年金課 ☎23・2149

## 税

### 国民健康保険税



#### ◆国民健康保険税納税通知書

国保税の額は7月中旬に世帯主宛てに通知します。世帯主が、他の健康保険に加入していても、家族の中で一人でも国民健康保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。

#### ◆今年度の主な変更点

①課税限度額が変わります

令和5年度の後期高齢者支援金等分の課税限度額が2万円引き上げとなり、年間の課税限度額が22万円になります。

②軽減対象範囲が拡大しました

均等割・平等割(5割軽減及び2割軽減)の軽減判定所得の基準が見直されました。

#### ◆令和5年度の国民健康保険税の税率など


区分	医療分 (基礎課税分)	後期高齢者支援金等分	介護分 (40～64歳の方)	
①所得割額	前年所得に応じて右の税率をかけた額	6.0%	1.8%	1.5%
②均等割額	加入者1人当たりの額	25,200円	8,400円	10,800円
③平等割額	加入世帯1世帯当たりの額	27,600円	9,600円	7,200円
年税額 (課税限度額)		①+②+③の額 (650,000円)	(220,000円)	(170,000円)

※国保加入者で所得未申告の方がいる場合(18歳以下や所得申告上の被扶養者を除く)、軽減・減免が適用されません。対象の方は所得申告が必要です。

▼保険年金課 ☎23・2149

## 暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう!

内容	対象	問い合わせ
<p><b>「限度額適用認定証」などは更新が必要です</b></p> <p>継続して認定証が必要な方は、8月1日以降に申請してください。 ※7月中には申請できません。</p> <p><b>申請場所</b>:市保険年金課、赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課 <b>持ち物</b>:保険証、本人確認書類(免許証など)、マイナンバーカード</p>	<p>「国民健康保険限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方</p>	<p>保険年金課 ☎23-2149</p> 
<p><b>今月の納税・使用料</b></p>	<p>納期限:7月31日(月) 固定資産税・都市計画税(2期)、国民健康保険税(1期)、市営住宅使用料・保育料(7月分)、後期高齢者医療保険料(1期)、し尿汲取手数料(5・6月分)</p>	

## 本を作るなら

シンプリがフルサポートします!  
まずはご相談ください【見積無料】  
書店・Amazonなどで流通可能です



株式会社シンプリ  
**Sinpri!**

☎0533-75-6301  
豊川市当古町西新井23番地の3



愛と感謝と奉仕  
**福寿園グループ**

愛知県田原市六連町神ノ釜9-3  
TEL.0531-27-0008

